

◎原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律

(平成二十二年二月九日法律第九九号)(参)

一、提案理由(平成二十二年一月三〇日・参議院本会議)

○柳田稔君

(略)

次に、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

いわゆる原爆症認定集団訴訟に関しては、これを契機に原爆症認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、また、長期間にわたる訴訟の継続や、高齢化等といった原告の方々が置かれている特別の立場に考慮し、平成二十一年八月六日に関係者の間において原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る

確認書が取り交わされたところであります。この確認書に基づき集団訴訟を終結させるため、議員立法を早急に成立させることが求められております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、予算の範囲内において、平成十五年四月十七日から、認定に関する新たな審査の方針が初めて定められた日の前日、すなわち平成二十年三月十六日までの間に提起された原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援事業を行う法人に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができるとしております。

第二に、補助金の交付を受ける法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもって当該基金に充てることとしております。この場合において、政府以外の者から出捐された金額を基金に加えることができることとしております。

第三に、政府は、原爆症の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成二十二年二月一日）

○藤村修君　ただいま議題となりました原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原爆症の認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、原爆症認定集団訴訟とは、原爆症の認定の申請却下処分を取り消しに係る訴えであつて、平成十五年四月十七日から認定に関する新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたものをいうこと、

第二に、政府は、予算の範囲内において、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援事業を行う法人に對し、支援事業に要する費用の一部を補助することができると、

第三に、補助金の交付を受ける法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもって当該基金に充てることとすること、この場合において、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出捐された金額を基金に加えることができること等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨日日本委員会に付託され、本日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注）参議院においては、委員会の審査は省略された。